

令和9（2027）年度 教育実習の申込み手続きについて

柴田学園大学附属柴田学園高等学校

1. 受け入れ基準について

- (1) 原則、本校卒業生であること。
- (2) 柴田学園大学並びに教育実習について提携を結んでいる大学で教職課程を履修している学生であること。
- (3) 教員志望であること。
- (4) 実習に必要な単位数を満たしていること。

※近年、教育実習希望者が増加しています。ホームルームの数、希望する教科の人数により、受け入れができないことがあります。

2. 教育実習期間について

前期実習時期は、令和8年5月中旬から2～3週間とする。

後期実習時期は、令和8年9月中旬から2～3週間とする。

※但し、前・後期ともに、実習開始が1週間ずれることによって、実習期間が希望どおりにならない場合もあります。

3. 申込み期間

申込み期間は、令和8年6月1日（月）から7月15日（水）までです。（郵送、持参ともに7/15必着。持参の場合は、9時から16時までにお持ちください。但し、土・日・休業日を除きます。）

4. 申込み時に必要な書類について

- (1) 令和9（2027）年度 教育実習申込書（必要事項をみれなく記入すること）
- (2) 大学からの依頼書類等
- (3) 返信用封筒（長形3号）を3枚同封すること。

①本人宛 2枚 ②大学宛 1枚

※返信用封筒は、教育実習申込みの回答に使用する。

※3枚の封筒にそれぞれ住所と宛名を明記し、110円切手を貼付すること。

※大学宛のものは、教育実習を管轄する係名を正確に記入すること。

5. 申込み～実習までの流れ

○教育実習申込み（事前に電話連絡をし、申込み期間内に提出書類を郵送または持参）

↓

○書類審査（各教科並びに教務部で検討）

↓

○受入れの可否決定

↓

○最終結果通知（9月中旬までに受入内定通知）

↓

○事前打合せ（前期：令和8年4月中旬～5月上旬　後期：令和8年7月上旬～8月上旬）

↓

○教育実習

6. 教育実習を辞退する場合

何らかの事由により教育実習を辞退する場合は、次の手続きを行ってください。

- ・すぐに本校の教育実習担当者に電話連絡し、辞退に至った理由を説明してください。
- ・大学側から本校校長宛に教育実習辞退についての文書（任意書式）を提出してください。

7. 教育実習申込用紙ダウンロード

- ・PDF形式
- ・Word形式

8. 問合せ・郵送先について

問合せ電話番号　　0172-32-0135

郵　送　先　　〒036-8154 青森県弘前市大字豊原一丁目2番地1

柴田学園大学附属柴田学園高等学校 教務部 教育実習係

「令和9年度 教育実習申込み」（朱書き）